

新旧対照表

都市計画部建築指導課

現行		改正（案）																											
別表第1（第3条関係） 地区整備計画の区域		別表第1（第3条関係） 地区整備計画の区域																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県庁南地区地区整備計画区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	(略)	(略)	県庁南地区地区整備計画区域	(略)	(新設)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県庁南地区地区整備計画区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東前第二地区地区整備計画区域</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された水戸・勝田都市計画東前第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	(略)	(略)	県庁南地区地区整備計画区域	(略)	東前第二地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された水戸・勝田都市計画東前第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域												
名称	区域																												
(略)	(略)																												
県庁南地区地区整備計画区域	(略)																												
(新設)																													
名称	区域																												
(略)	(略)																												
県庁南地区地区整備計画区域	(略)																												
東前第二地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された水戸・勝田都市計画東前第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																												
別表第2（第4条，第17条関係）		別表第2（第4条，第17条関係）																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区整備計画の区域の名称</th> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td>建築してはならない建築物</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県庁南地区地区整備計画区域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画の区域の名称	ア	イ	区分	建築してはならない建築物	(略)	(略)	(略)	県庁南地区地区整備計画区域	(略)	(略)	(新設)			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区整備計画の区域の名称</th> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td>建築してはならない建築物</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県庁南地区地区整備計画区域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東前第二地区地区</td> <td>一般住宅</td> <td>ア 工場(政令第130条の6に定めるものを除く。) イ ボーリング場，スケート場，水泳場その他こ</td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画の区域の名称	ア	イ	区分	建築してはならない建築物	(略)	(略)	(略)	県庁南地区地区整備計画区域	(略)	(略)	東前第二地区地区	一般住宅	ア 工場(政令第130条の6に定めるものを除く。) イ ボーリング場，スケート場，水泳場その他こ
地区整備計画の区域の名称		ア	イ																										
	区分	建築してはならない建築物																											
(略)	(略)	(略)																											
県庁南地区地区整備計画区域	(略)	(略)																											
(新設)																													
地区整備計画の区域の名称	ア	イ																											
	区分	建築してはならない建築物																											
(略)	(略)	(略)																											
県庁南地区地区整備計画区域	(略)	(略)																											
東前第二地区地区	一般住宅	ア 工場(政令第130条の6に定めるものを除く。) イ ボーリング場，スケート場，水泳場その他こ																											

--

備考 ア欄の区分は、けやき台地区地区整備計画区域にあつては地区の細区分を、東前第一地区地区整備計画区域、百合が丘ニュータウン地区地区整備計画区域、赤塚駅北口地区再開発地区整備計画区域、東前第四地区地区整備計画区域、河和田2丁目地区地区整備計画区域、常磐元山地区地区整備計画区域、新県庁舎周辺地区地区整備計画区域、水戸駅南口地区地区整備計画区域、赤塚駅南口地区地区整備計画区域、水戸ニュータウン地区地区整備計画区域、内原スワ地区地区整備計画区域、内原駅北地区地区整備計画区域、南町2丁目南地区地区整備計画区域、石川2丁目地区地区整備計画区域、常磐の杜水戸南ニュータウン地区地区整備計画区域及び県庁南地区地区整備計画区域にあつては地区の区分をいう。

別表第6（第11条，第17条関係）

地区整備計画の区域の名称	ア	イ
	区分	建築物の敷地面積の最低限度
(略)	(略)	(略)
県庁南地区地区整備計画区域	(略)	(略)

整備計画区域		れらに類する政令で定める運動施設 ウ ホテル又は旅館 エ 自動車教習所 オ 床面積の合計が15㎡を超える畜舎
	沿道業務地区	ア 自動車教習所 イ 床面積の合計が15㎡を超える畜舎

備考 ア欄の区分は、けやき台地区地区整備計画区域にあつては地区の細区分を、東前第一地区地区整備計画区域、百合が丘ニュータウン地区地区整備計画区域、赤塚駅北口地区再開発地区整備計画区域、東前第四地区地区整備計画区域、河和田2丁目地区地区整備計画区域、常磐元山地区地区整備計画区域、新県庁舎周辺地区地区整備計画区域、水戸駅南口地区地区整備計画区域、赤塚駅南口地区地区整備計画区域、水戸ニュータウン地区地区整備計画区域、内原スワ地区地区整備計画区域、内原駅北地区地区整備計画区域、南町2丁目南地区地区整備計画区域、石川2丁目地区地区整備計画区域、常磐の杜水戸南ニュータウン地区地区整備計画区域、県庁南地区地区整備計画区域及び東前第二地区地区整備計画区域にあつては地区の区分をいう。

別表第6（第11条，第17条関係）

地区整備計画の区域の名称	ア	イ
	区分	建築物の敷地面積の最低限度
(略)	(略)	(略)
県庁南地区地区整備計画区域	(略)	(略)

(新設)

備考 ア欄の区分は、けやき台地区地区整備計画区域にあつては地区の細区分を、東前第一地区地区整備計画区域、百合が丘ニュータウン地区地区整備計画区域、東前第四地区地区整備計画区域、河和田2丁目地区地区整備計画区域、新県庁舎周辺地区地区整備計画区域、見和3丁目西地区地区整備計画区域、水戸駅南口地区地区整備計画区域、赤塚駅南口地区地区整備計画区域、水戸ニュータウン地区地区整備計画区域、内原スワ地区地区整備計画区域、内原駅北地区地区整備計画区域、常磐の杜水戸南ニュータウン地区地区整備計画区域及び県庁南地区地区整備計画区域にあつては地区の区分をいう。

別表第8 (第16条関係)

地区整備計画の区域の名称	ア	イ		
	区分	建築物の壁面の位置の制限		
		(ア)	(イ)	(ウ)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
県庁南地区地区整備計画区域	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)				

東前第二地区地区整備計画区域	低層住宅地区	200
	一般住宅地区	

備考 ア欄の区分は、けやき台地区地区整備計画区域にあつては地区の細区分を、東前第一地区地区整備計画区域、百合が丘ニュータウン地区地区整備計画区域、東前第四地区地区整備計画区域、河和田2丁目地区地区整備計画区域、新県庁舎周辺地区地区整備計画区域、見和3丁目西地区地区整備計画区域、水戸駅南口地区地区整備計画区域、赤塚駅南口地区地区整備計画区域、水戸ニュータウン地区地区整備計画区域、内原スワ地区地区整備計画区域、内原駅北地区地区整備計画区域、常磐の杜水戸南ニュータウン地区地区整備計画区域、県庁南地区地区整備計画区域及び東前第二地区地区整備計画区域にあつては地区の区分をいう。

別表第8 (第16条関係)

地区整備計画の区域の名称	ア	イ		
	区分	建築物の壁面の位置の制限		
		(ア)	(イ)	(ウ)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
県庁南地区地区整備計画区域	(略)	(略)	(略)	(略)
東前第二地区地区整備計画区域	低層住宅地区 一般住宅地区	外壁等の面から 都市計画道路3・5・106号大串東前線及び都市計画道	1.5	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下の建築物又は建築物の

(新設)

備考 (略)

	沿道業務地区	路3・5・160号東 前北線の道路境界 線までの距離	部分 (2) 物置その他これ に類する用途に供 する建築物又は建 築物の部分で、軒の 高さが2.3メートル 以下かつ床面積の 合計が5平方メー トル以下のもの
--	--------	----------------------------------	---

備考 (略)

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。